

障がい者の権利を守るために

まず知ろう!

障がい者虐待

障害者虐待防止法について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が平成23年6月17日に成立し、平成24年10月1日から施行されました。

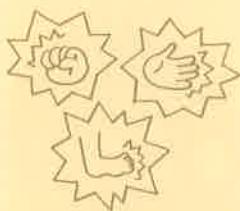
目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

虐待の種類

1 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。



» 例えば…

- 殴る、蹴る
- やけど・打撲させる
- 身体拘束(柱や椅子、ベッドに縛り付ける)
- 部屋に閉じこめる

2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。



» 例えば…

- 性的行為を強要する
- 本人の前でわいせつな言葉を発する
- わいせつな映像を見せる

3 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



» 例えば…

- 怒鳴る
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- 障がい者を侮辱する言葉を浴びせる

4 ネグレクト

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、1~3に掲げる行為と同様の行為の放置等。



» 例えば…

- 食事や水分を十分に与えない
- あまり入浴させない
- 室内の掃除をしない
- 排泄の介助をしない

5 経済的虐待

財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。



» 例えば…

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない

すべての人に関する法律です

家庭や施設、勤務先などで、障がい者への虐待を発見した人は、行政機関などに速やかに通報することが義務付けられました。住民一人ひとりの理解や取り組みにより、障がい者の人権の尊重や権利擁護、福祉サービスの向上、そして、ともに支え合い、誰もが身近な地域でいきいきと暮らせる社会につながります。

※通報者の秘密は守られ、通報者が施設従事者や職場の同僚らの場合は、解雇などの不利益な扱いを受けないよう保護されます。

障がい者虐待を防ぐために

町では、障がい者虐待を受けた方への迅速かつ適切な保護、そして養護者に対する支援を行います。

■ 障がい者虐待防止等の枠組み

養護者による障がい者虐待

〈町の責務〉 相談等、居室確保、連携確保



障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

〈設置者等の責務〉 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障がい者虐待

〈事業主の責務〉 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



また、就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づけられています。

「虐待かもしれない…」と思ったら

※通報者の秘密は守られます。

「あれっ?」と
感じたら
相談・通報

東みよし町障がい者虐待防止センター

受付時間：24時間

TEL:0883-79-3937
(ワークサポートやまなみ)

FAX:0883-79-3927

東みよし町役場

福祉課

TEL:0883-82-6306
FAX:0883-82-6307

徳島県

障害者権利擁護センター (徳島県障害者相談支援センター内)

TEL・FAX:088-631-1188